

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月30日 16時43分ごろ
発生場所	島根県浜田市三隅港 島根県三隅港北防波堤灯台から真方位199°720m付近 (概位 北緯34°47.3′ 東経131°55.6′)
事故の概要	プレジャーボート釣よし丸は、北進中、また、プレジャーボート如月丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年11月18日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 釣よし丸、3.6トン SN3-20234（漁船登録番号）、個人所有 第272-23913号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 如月丸、5トン未満（長さ5.16m） 272-21468島根、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人4人を乗せて三隅港の係留地を出発したのち、船長Aが、右舷前方に出航中の漁船を認め、同漁船の後に追いつくようと思い、同漁船の動向を見ながら北進していたところ、B船に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を北北東方に向けて釣りを 行いながら錨泊中、船長Bが、船尾方から接近するA船を認めたもの の、いずれA船が錨泊するB船を避けてくれると思い、錨泊を続けた。 B船は、船長Bが、針路を変えずに接近してくるA船を認め、危険 を感じて海に飛び込んだ直後、その左舷船尾部にA船が衝突した。
分析	A船は、船長Aが、右舷前方の漁船の動向に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、船尾方から接近するA船を認めた際、A船が錨泊しているB船を避けるものと思い、錨泊を続けたところ、A船が衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が北進中、B船が錨泊中、船長Aが、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。